

公 表

愛知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年広域連合条例第28号）第5条の規定に基づき、平成27年度における愛知県後期高齢者医療広域連合の人事行政の運営等の状況を別紙のとおり公表する。

平成 28 年 9 月 26 日

愛知県後期高齢者医療広域連合長 中野 正康

第1 愛知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

職員はすべて、県及び県内の市町村からの派遣によるものです。

(1) 職員数

平成27年4月1日現在	39人
-------------	-----

(2) 職員の任命及び任命解除

区分	年度当初任命	年度末任命解除
平成27年度	16人	13人

2 職員の給与の状況

広域連合は、県及び市町村から派遣されている職員に対し、管理職手当（県、名古屋市からの派遣職員を除く）、単身赴任手当（名古屋市からの派遣職員を除く）、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職特別勤務手当を支給しています。

（その他の給与は、派遣元の県又は市町村から支給されており、この支給額（共済費を含む）に対し、広域連合から負担金を、派遣元の県（負担率3分の2）及び市町村（負担率10分の10）へ支払っています。）

(1) 人件費の状況（平成27年度一般会計決算）

（参考）

歳出合計 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	負担金 C	人件費及び 負担金率 (B+C/A)
1,860,513千円	66,056千円	14,500千 円	0.8%	299,538千 円	16.9%

※ 人件費には、職員給与のほか、共済費及び特別職の報酬を含みます。

(2) 職員給与等の状況

職員数	平均年齢	職員給与 (職員手当)	共済費
39人 (行政職)	41.9歳	12,640千円	16千円

(3) 職員手当の状況

手当名	支給要件及び支給額	支給額	支給対象 職員数
管理職 手当	課長級以上の職員に対して月額 78,504 円 ～108,100 円の範囲で支給	2,840千円	3人
単身赴任 手当	異動等で配偶者と別居し単身で生活する職 員に対して、交通距離に応じて月額 26,000 円～84,000 円の範囲で支給	—	—
時間外勤務 手当	正規の勤務時間以外に勤務した職員に対し て、勤務時間等に応じて支給	9,757千円	33人
休日勤務 手当	休日に勤務した職員に対して、勤務時間等 に応じて支給	42千円	33人
管理職特別 勤務手当	課長級以上の職員が災害への対処、臨時ま たは緊急の必要等により週休日、休日また は週休日等以外の日の午前0時から午前5 時までに勤務した場合に、勤務1回につき 3,000円～15,000円の範囲で支給	—	6人

※ 支給要件及び支給額は、平成 27 年 4 月 1 日現在の内容です。

(4) 特別職の報酬の状況

区分	報酬額	支給額
議長	日額 15,000 円	75 千円
副議長	日額 13,000 円	65 千円
議員	日額 10,000 円	1,470 千円
選挙管理委員	日額 7,000 円	49 千円
監査委員	日額 7,000 円	140 千円
情報公開・個人情報保護審査会委員	日額 15,000 円	45 千円
移送費審査嘱託医	日額 10,700 円	—

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

職員の勤務時間は、原則として1週間につき38時間45分とし、勤務の割振りは月曜日から金曜日までとしています。また、1日の勤務時間の割振りは、午前8時45分から午後5時30分とし、その途中に1時間の休憩時間を設け、7時間45分としています。

(2) 休暇の種類

休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇があります。休暇の内容は次のとおりです。

ア 年次有給休暇

年次有給休暇の日数、繰越制度等については派遣元の団体の規定を適用しています。平成27年度の取得実績は、1人当たり平均15日と1時間です。

イ 病気休暇

職員が、負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に認められます。平成27年度の取得実績はありません。

ウ 特別休暇

種 類	付与期間	取得実績	
		取得 人数	1人当たりの 取得期間
選挙権等の公民権行使	必要と認められる期間	—	—
証人等としての官公署への出頭	必要と認められる期間	—	—
骨髄移植のための骨髄液提供希望者としての登録又は骨髄液の提供	必要と認められる期間	—	—
ボランティア活動	5日以内	—	—
結婚	5日以内	1人	3日
産前(出産予定日前8週間(多胎妊娠の場合は14週間))	出産の日までの申し出た期間	—	—
産後	出産の日の翌日から8週間を経過する日まで	—	—
1歳に達しない子の保育	1日2回それぞれ30分以内	—	—
妊娠中の女性職員の通勤緩和	1日60分以内	—	—
妊娠中・出産後の女性職員の保健指導又は健康診査	必要と認められる期間	—	—
妻の出産	2日以内	2人	2日
妻の出産予定日8週間前(多胎妊娠の場合は14週間)から出産日後8週間後の期間における子の養育(当該出産にかかる子又は小学校就学の始期に達するまでの子)	当該期間において5日以内	2人	3日と4時間
小学校就学の始期に達するまでの子の看護	5日以内	—	—

日常生活を営むのに支障がある者の介護	5日以内	—	—
忌引	親族に応じ、7日以内で定める日数	7人	2.4日
父母の追悼のための特別な行事	1日	—	—
夏季	6月から9月までの期間内において5日以内	38人	4.7日
災害による現住居の滅失、損壊	7日以内	—	—
感染症の予防のための交通遮断	必要と認められる期間	—	—
災害による交通遮断	必要と認められる期間	5人	41分
交通機関等の事故	必要と認められる期間	6人	1時間5分
災害時の退勤途上における身体の危険回避	必要と認められる期間	—	—
運営上の必要からの事務又は事業の停止	必要と認められる期間	—	—
生理	1回につき2日以内	—	—

エ 介護休暇

介護休暇は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病等により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に、6月の期間内で認められます。平成27年度の取得実績はありません。

(3) 育児休業等の種類

育児休業等に関する制度は、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、職員の育児休業等に関する条例等により定められており、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、もって職員の福祉を増進するとともに、地方公共団体の行政の円滑な運営に資することを目的として設けられている制度で、各制度の内容は次のとおりです。平成27年度の取得実績はありません。

ア 育児休業

3歳に満たない子を養育するために休業することができます。

イ 部分休業

小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、1日の勤務時間の一部(120分を限度)について勤務しないことができます。

ウ 育児短時間勤務

小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、短時間勤務をすることができます。

4 職員の分限及び懲戒の状況

分限処分は、一定の事由によって職員がその職務を十分に果たすことができない場合などに、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分で、公務能率の維持向上を図ることを目的としています。

懲戒処分は、職員の一定の服務義務違反に対して職員に科する制裁としての処分で、規律の維持を目的として職員の責任を問うものです。

職員の分限処分及び懲戒処分は、職員の派遣元の団体と協議の上で派遣元の団体において行います。平成27年度において、分限処分及び懲戒処分の実績はありません。

5 職員のサービスの状況

職員の職務の根本基準は、地方公務員法第30条に「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されています。当広域連合では、職員として守るべき事項を服務規程に定め、この規定に基づき職務の執行に当たっています。なお、営利企業等への従事許可については職員の派遣元の団体と協議の上で派遣元の団体において行います。平成27年度における営利企業等への従事許可実績はありません。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

広域連合において実施する研修の実績はありませんが、職員は、派遣元の団体が実施する研修に参加しています。勤務成績の評定については派遣元の団体において行われます。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福祉

職員の相互共済及び福利増進等を目的とした福利厚生制度及び共済組合制度などの諸制度については、各職員とも派遣元の団体の制度に加入しています。

(2) 安全衛生管理

職員の健康の保持増進を図るとともに快適な職場環境の形成に努めています。職員の健康の保持にあたっては職員の派遣元の団体が実施する健康診断等を受診しています。

(3) 職員の災害補償

公務上・通勤途上の災害に被災した職員に対し、地方公務員災害補償法に基づく療養補償、休業補償等の各種補償を行います。

平成 27 年度における公務災害・通勤災害の認定実績はありません。

第2 公平委員会の事務を委託している名古屋市からの報告

広域連合においては、地方公務員法第7条第4項の規定により、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を名古屋市に委託しています。

愛知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第4条の規定による名古屋市からの報告は次のとおりです。

1 平成27年度勤務条件に関する措置の要求の状況について

地方公務員法第46条及び第47条に係る件数

(単位：件)

区分		新規	前年度からの繰越	合計	
事案数		0	0	0	
審査結果	却下	0	0	0	
	判定	受理後の却下	0	0	0
		棄却	0	0	0
		認容	0	0	0
取下げ		0	0	0	
翌年度への繰り越し		0	0	0	

2 平成27年度不利益処分に関する不服申立ての状況について

地方公務員法第49条の2及び第50条に係る件数

(単位：件)

区分		新規	前年度からの繰越	合計	
事案数		0	0	0	
審査結果	却下	0	0	0	
	判定	受理後の却下	0	0	0
		棄却	0	0	0
		修正・取消	0	0	0
取下げ		0	0	0	
翌年度への繰り越し		0	0	0	